

X - 1 - 1 - 1 - 0 2
5 年 保 存

秋本 少 第70号 務 第249号
生企第146号 地 第83号
捜一第68号
平成20年3月28日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

児童虐待の防止等に関する法律を踏まえた児童虐待事案対応要領の一部改正について（例規）

児童虐待への対応については、「児童虐待の防止等に関する法律を踏まえた児童虐待対応要領の制定について（例規）」（平成19年11月1日付け秋本少第260号、務第905号、生企第540号、地第302号、捜一第344号。以下「旧例規」という。）により実施してきたところであるが、このたび、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、その運用要領を下記のとおり改正し、本年4月1日から別添「児童虐待事案対応要領」により実施することとしたので、今後も児童虐待事案の適切な対応に留意されたい。

なお、旧例規は、本年3月31日をもって廃止する。

記

1 改正の趣旨

改正法が平成19年6月1日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、援助要請時の対応の改正等、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 児童相談所長等による職務執行に臨検を加えることとする。（第1の2関係）
- (2) 児童虐待を認知した際の厳正な捜査を加えるとともに、立入調査拒否事件の告発又は接近禁止命令違反の通報を受けた場合の迅速な捜査を加えることとする。（第1の3関係）
- (3) 重大な児童虐待事案事例の分析等への参画を加えることとする。（第2の2関係）

児童虐待事案対応要領

第1 早期発見及び適切な対応

1 児童虐待の早期発見と通告

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第5条では、「児童の福祉に職務上関係のある者」は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない旨が規定されており、警察職員もこれに該当し得るとされている。さらに、法第6条では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者に対して、児童相談所等への通告義務が課されている。

これらの趣旨を踏まえ、児童虐待事案の早期発見の徹底を期するとともに、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した職員は、時機を失することなく、速やかに児童相談所等に通告すること。

このため、少年部門のみならず、地域部門、刑事部門、被害者支援部門等各部門において、児童を被害者とする事案等の捜査、街頭補導、少年相談、配偶者暴力事案、急訴事案の取扱い等の各種警察活動に際し、児童虐待事案の伏在を念頭に置いて、児童虐待に係る情報の把握を図ること。

その際、児童虐待に該当するか必ずしも明確でない事案に係る情報も含め、児童虐待事案の認知につながり得る情報を広範囲に把握すること。また、地域部門、刑事部門、被害者支援部門等が認知した情報が確実に少年部門に伝わるようにするなど、関係部門の連携を密にするとともに、少年部門を中心に、平素から児童相談所等の関係機関と緊密な連絡を取り合うことにより、組織としての認知情報の集約に配慮すること。

2 警察署長に対する援助要請等

法第10条では、児童相談所長等による児童の安全の確認、一時保護又は立入調査若しくは臨検等（以下「職務執行」という。）に際し、必要に応じて適切に警察署長に対する援助を求めなければならないことが規定されている。従来から、児童相談所長等による職務執行に際して、必要に応じ警察官による支援が行われていたところであるが、児童相談所長等と警察署長との連携協力がより一層円滑かつ効果的に行われることを期待し、警察署長に対する援助要請について規定されている。

警察署長に対する援助要請とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、所属の警察官が警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。ただし、職務執行そのものは、児童相談所長等がその権限と専門的な知識に基づき行うべきものであり（法第8条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条第1項の規定に基づき、警察官が一時保護の委託を受けたときはこの限りでない。）警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではない。

この趣旨を踏まえ、援助を要請された場合は、所属の警察官に、速やかに児童相談所長等と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討し、事案に即した適切な措置を講じさせるよう努めること。また、児童相談所長等からの援助要請の有無にかかわらず、警察官が児童の保護等のため必要と認める場合は、所要の警察上の措置を的

確に講じること。

3 厳正な捜査の実施

児童虐待の端緒を得た場合、少年警察部門及び刑事警察部門が連携を図り、事件化の可否及び要否を検討した上で、あらゆる罪名を適用し、関係者の事情聴取、取調べ、対象家屋等の搜索、被疑者の逮捕等の必要な捜査を積極的に行い、捜査を契機とした児童の救出保護に留意すること。また、保護者による立入調査拒否行為及び接近禁止命令違反については、関係機関との事前協議を十分に行い、事件化の可否及び緊急性等を検討し、告発又は通報を受理次第、迅速に捜査に着手すること。

4 児童の支援等

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、少年補導職員等による児童のカウンセリング等、保護者に対する助言指導、家庭環境の調整等の支援を的確に実施すること。また、法第14条第2項では、児童の親権を行う者であることを理由として免責されない旨が規定されており、この趣旨を踏まえ、児童を保護する観点からも、関係部門が緊密に連携し、事件として取り扱うべき事案については適切に事件化を図ること。

第2 体制の整備等

1 体制の充実強化

法第4条第1項では、国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関の体制の整備に努めなければならないことが規定されている。

この趣旨を踏まえ、各警察署にあっては、少年サポートセンター及び被害者支援係による支援を積極的に行い、被害児童に対する保護体制等を充実強化すること。

2 関係機関との連携の強化

児童虐待をめぐる情勢にかんがみ、関係機関・団体との連携については、児童虐待の早期発見及び早期対応のため、関係機関等が必要な情報を共有し、共通の認識の下で相互に連携して一体的な対応を行うなど、真に実質的かつ効果的な連携が図られるよう一層の取組みの強化を図ること。

特に、要保護児童対策地域協議会に積極的に参加するなどして、必要な情報交換を行い、各機関・団体がその特性に応じた機能を十分に発揮できるよう連携を強めること。また、法第4条第5項に基づく重大な児童虐待事案の分析においては、関係機関と連携して過去に発生した個別の事案の検証を行うこと。

3 関係部門間の連携の強化

児童の保護、事件化等に当たっては、認知情報を少年部門に集約することはもとより、事案の早期発見、児童相談所等への通告、法第10条の規定に基づく警察署長に対する援助要請等について、少年部門を中心に、地域、刑事、被害者支援等各部門間が真に実効の上がる連携を行い、組織的に対応すること。

4 指導、教養の徹底

法第4条第2項及び同条第3項では、関係機関の職員等が、児童虐待を早期発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、また、児童虐待を受けた児童の保護等を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、研修等必要な措置を講ず

ることが規定されている。

この趣旨を踏まえ、法の内容、運用上の留意事項、少年部門に対する情報の集約等について、集合教養、随時教養等あらゆる機会を利用して指導、教養を徹底し、児童虐待事案の早期発見及び児童の保護等に向けた対応が迅速かつ適切に行われるようにすること。

5 報告上の留意事項

- (1) 次に掲げる事案については、秋田県少年警察活動要綱（平成19年秋田県警察本部訓令第23号）第88条第2項の規定に基づき、児童虐待事案として報告すること。
 - ア 児童虐待又は児童虐待のおそれ（以下「児童虐待等」という。）があるとして取り扱った事案（結果的に虐待の事実が認められなかった事案であっても、取扱いの経緯を明らかにするため報告すること。）
 - イ 関係機関からの情報により、警察職員が対応した児童虐待事案
 - ウ 当初、児童虐待以外の事案として認知したが、捜査又は調査の経過で児童虐待等が判明した事案
- (2) 児童虐待事案は、捜査、保護、相談、通報、申告、情報等あらゆる活動を通じて認知する機会があることを周知し、少年部門に対する情報の集約に努めること。
- (3) 過去に児童虐待があった家庭における事案については、児童虐待が再発又は潜在していることを念頭に置いた活動を行い、その結果を報告すること。
- (4) 警察署から通告を行った児童虐待事案については、関係機関との連絡を密にし、その後の経過を確認の上、報告すること。また、通告していない児童虐待事案についても、その後の経過から、重大事案に発展するおそれが生じた場合は同様とする。
- (5) 法第10条の規定に基づき、児童相談所からの援助要請があった場合は、依頼文書を添えて、その都度報告すること。